

# 介護老人保健施設 醍醐の里

## 利用料金表

入所

入所（1日につき）

平成 29 年 4 月 1 日改訂

基本料金（非課税）	項 目		割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	基本 （非課税）	個室	1 割	727 円	774 円	837 円	892 円	945 円
			2 割	(1,453 円)	(1,547 円)	(1,674 円)	(1,783 円)	(1,890 円)
		多床室	1 割	803 円	853 円	917 円	970 円	1,026 円
			2 割	(1,605 円)	(1,706 円)	(1,833 円)	(1,940 円)	(2,051 円)
	居住費	個室	共通	2,000 円（負担限度額認定証をお持ちの方は、その上限額）				
		多床室	共通	500 円（負担限度額認定証をお持ちの方は、その上限額）				
	食 費		共通	1,500 円（負担限度額認定証をお持ちの方は、その上限額）				
	おやつ代		共通	150 円（施設で用意するもので希望される場合）				
	日用消耗品		共通	100 円（日常生活に要する費用）				
	教養・娯楽費		共通	100 円（レクリエーション費用）				
	合 計	個室	1 割	4,577 円	4,624 円	4,687 円	4,742 円	4,795 円
2 割			(5,303 円)	(5,397 円)	(5,524 円)	(5,633 円)	(5,740 円)	
多床室		1 割	3,153 円	3,203 円	3,267 円	3,320 円	3,376 円	
		2 割	(3,955 円)	(4,056 円)	(4,183 円)	(4,290 円)	(4,401 円)	

・ 加算料金（体制加算） 1日につき / 1月につき（非課税）

夜勤職員配置加算	1 割	25 円	/日	口腔機能維持管理体制 加算	1 割	32 円	/月	サービス提供体制強化加算（ ）	1 割	19 円	/日
	2 割	(50 円)			2 割	(64 円)			2 割	(38 円)	
介護職員処遇改善加算		所定単位数の 3.9% を加算			負担金額は利用者により異なります			当施設が体制基準を満たしているため加算となります。			

・ 加算料金 1日につき / 1回につき（非課税）

加算名称	1 割	2 割	算定回数等
短期集中リハビリ加算	251 円	(502 円)	/日
認知症短期集中リハビリ加算	251 円	(502 円)	/日
認知症ケア加算	80 円	(160 円)	/日
若年性認知症患者受入加算	126 円	(252 円)	/日
外泊時費用	379 円	(758 円)	/日
ターミナルケア加算 1（4-30日）	168 円	(336 円)	/日
ターミナルケア加算 2（2-3日）	857 円	(1,714 円)	/日
ターミナルケア加算 3 1	1,725 円	(3,450 円)	/日
初期加算（30日間）	32 円	(64 円)	/日
入所前後訪問指導加算 1	471 円	(942 円)	/回
入所前後訪問指導加算 2	502 円	(1,004 円)	/回
退所前後訪問指導加算	481 円	(962 円)	/回
退所時指導加算	418 円	(836 円)	/回
退所時情報提供加算	523 円	(1,046 円)	/回
退所前連携加算	523 円	(1,046 円)	/回

加算名称	1 割	2 割	算定回数等
老人訪問看護指示加算	314 円	(628 円)	/回
栄養マネジメント加算	15 円	(30 円)	/日
経口移行加算	30 円	(60 円)	/回
経口維持加算	418 円	(836 円)	/月
経口維持加算	105 円	(210 円)	/月
口腔機能維持管理加算	115 円	(230 円)	/月
療養食加算	19 円	(38 円)	/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	29 円	(58 円)	/日
緊急時治療管理	523 円	(1,046 円)	/日
所定疾患療養費加算	319 円	(638 円)	/日
認知症専門ケア加算 1	4 円	(8 円)	/日
認知症専門ケア加算 2	5 円	(10 円)	/日
認知症緊急対応加算 1（7日間限度）	209 円	(418 円)	/日
認知症情報提供加算	366 円	(732 円)	/回
地域連携診療計画加算 2	314 円	(628 円)	/回

・介護給付費以外サービス費 1日につき / 1回につき

2人部屋(本館3F)	540円(税込み)	1人部屋(西館1F)(トイレ付)	3,240円(税込み)	1人部屋(西館1F)(トイレ別)	2,700円(税込み)
2人部屋(本館2F)	1,080円(税込み)	1人部屋 (本館2F・3F)	2,700円(税込み)	病状意見書作成料(1通につき)	1,620円(税込み)
洗濯代(立替代)	465円/1kg (税別)	電気使用料(器具1個につき)	11円(税込み)	死亡診断書作成料(1通につき)	5,400円(税込み)
理美容代(立替代)	実費(カット+顔そり2400円他)	居室テレビ使用料(月額)	1,620円(税込み)	死後処置料(希望時)	16,200円(税込み)
新聞購読料(立替代)	実費	居室テレビ使用料(日割)	54円(税込み)	お顔当て代	540円(税込み)
歯科受診代(立替代)	実費	写真代(1枚につき)	43円(税込み)	その他の文書作成料	3,240円(税込み)より

利用料についての留意事項

居住費・食費について、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方はその負担限度額の金額となります。負担限度額認定証をお持ちの場合は、必ず提示して下さい。提示がない場合、減額できません。

介護給付費の利用者負担額には上限金額が定められています。上限額を超えた分につきましては、償還払い、又は受領委任払いにて返還されます。保険者が京都市の方は、高額介護サービス費受領委任払い手続きができます。介護給付費の負担上限額につきましては、所得などにより下表の通り5段階にわかれます。

利用者負担の上限(1ヶ月)	上限額	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
現役並み所得者 [新設]		世帯：44,400円
一般世帯	世帯：37,200円	世帯：37,200円
住民税世帯非課税	世帯：24,600円	世帯：24,600円
合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 老齢福祉年金の受給者	個人：15,000円	個人：15,000円
生活保護の受給者	個人：15,000円	個人：15,000円
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯：15,000円	世帯：15,000円

同一世帯に課税所得145万円以上の第1号保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人